

2. エスノグラフィー調査に基づく災害スキーマの形成過程の分析 －2001年芸予地震後の呉市におけるケーススタディー－

牧 紀男

1) はじめに

本ケーススタディーの対象とする呉市は、2001年3月24日の芸予地震により、主として急傾斜地に立地する擁壁に大きな被害を受けた。傾斜地に沿って発展した市街地を持つ呉市では、2001年の芸予地震以前にも、大雨・台風により擁壁が崩れる被害を経験している。

今回、2001年芸予地震で主として擁壁、宅地に大きな被害を受け、国の補助事業を受け、自分の宅地を市に寄贈し、危険な地域から移転する事が可能であった地域の人々を対象に、non-structuralな形式でインタビュー調査を行い、インタビュー調査の結果から、「芸予地震において被害を受けた後、なぜ、危険な地域から移転した、危険な地域に住み続ける」のか、すなわち「被災経験はリスクに対する認識にどのような影響を与えたのか、リスクに対する認識はその後のリスクに対する対処行動にどのような影響を与えたのか」について分析を行った。

2) 2001年芸予地震による被害、復旧・復興の概要

インタビュー結果の分析に入る前に、今回、インタビューに応じた人々がどういった被害を受け、復旧・復興に際しての他の被災した人々の状況についてのイメージを明確にするため、最初に2001年芸予地震による被害、復旧・復興の概要についてまとめる。

今回インタビュー調査の対象とした事例は、以下の記述の中で、擁壁修復・撤去が公費支援の対象となった人々である。

(1) 芸予地震における被害の様相

呉市では写真1のような住宅の擁壁が崩壊する被害が発生した。自然ガケの復旧は所有者の如何を問わず公的資金で行われるのであるが、今回被害を受けたガケは人工ガケであり所有者が補修を行うのが原則である。しかし、図1に示す通り、擁壁の被害に関する問題は擁壁の所有者の問題だけに留まらず、修理を行わない場合、擁壁の下の住宅にも二次被害をもたらす可能性があるという所に問題があった。



写真1 呉市のガケ地被害

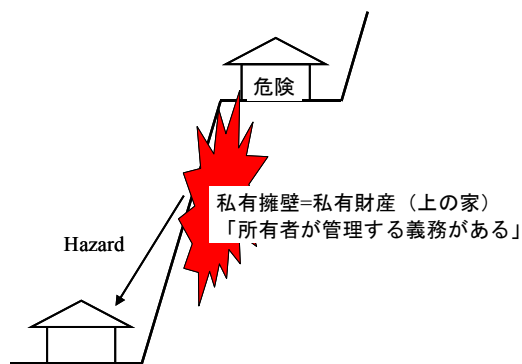


図1 擁壁の被害に関する問題点

(2) 人工ガケの自力復旧

人工ガケは私有財産であり所有者の責任で復旧するのが原則であり、図2に示すように、芸予地震のガケ地被害復旧の88.2%は自力で復旧されている。広島県、呉市はこういった自力での擁壁の復旧に対して、1) 災害復興住宅資金融資(住宅金融公庫)の利子補給(1.7%→無利子)：住宅や宅地に被害を受けた人が建物を新築、購入、補修する場合に利用、2) 被災者住宅再建資金(県事業)：上記事業で資金が不足する人に、新たに500万円(補修は300万円)を利子1.4%(差額は県、市負担)、3) 宅地防災工事資金融資(住宅金融公庫)の利子補給(2.55%→1.4%)：のり面の保護や排水施設の設置、擁壁の設置を行う人を対象に融資という支援策を行った。実際の利用については、無利子となる1)の申請件数の立替、購入で246件、補修で166件、2)については0件という状況であった。

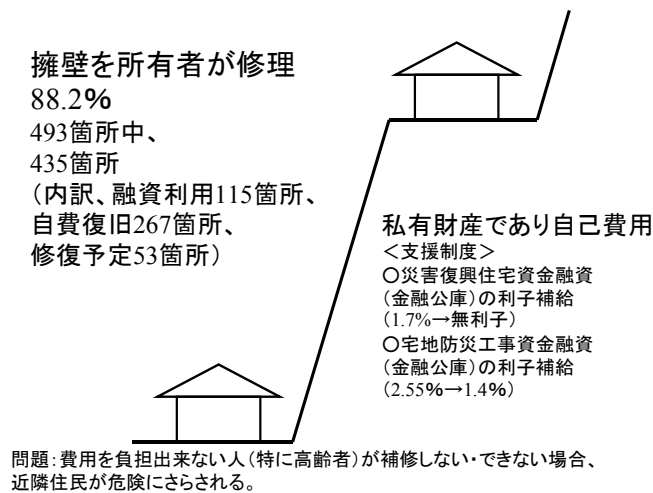


図2 人工ガケ復旧の基本原則

(3) 擁壁復旧・撤去に対する公的支援

自助による修復の問題点は補修を行わない人が居た場合に、近隣の住民に対して2次被害を及ぼす恐れがあるという事である。こういった問題を解決するために、自分の住んでいた土地を寄付し、転出する事を条件に、がけ地を公費で修復する制度がある。「災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業」(昭和62年より実施、管轄：国土交通省河川局)この制度を利用した場合には住宅の撤去も公費で行われる。2001年芸予地震後、呉市の場合、公費で復旧を行った箇所は全体の11.7%の55箇所であった。芸予地震における公費による擁壁修復制度は表1に示す通りである。図3に公費による擁壁修復の概要を示す。

表 1 芸予地震後の公費による擁壁修復

現行	芸予地震(国事業)	芸予地震(県事業)	阪神・淡路大震災
<p>当該年発生風水害、震災等により、急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの。</p> <p>1. 急傾斜地の高さが10m(人家等に実際に被害があったものについては5m)以上であること</p> <p>2. 移転適地がないこと</p> <p>3. 人家おおむね5戸(公共的建物を含む。)以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害をおよぼす恐れのあるもの</p> <p>4. 事業費が1500万円以上であるもの</p>	<p>平成13年発生芸予地震による、急傾斜地(擁壁等これに類するものを含む。以下同じ。)に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの。1. 急傾斜地の高さが10m(人家等に実際に被害があったものについては5m、人家等に実際の被害があり、かつ、周辺住民に二次的被害を生じる恐れがあるものについては3m)以上であること</p> <p>2. 移転等により住宅宅地として復旧されない箇所であり、河川、水路(排水施設を含む。)、道路(迂回路のない連絡動等を含む。)、鉄道、公園・緑地その他公共空地水道施設、電位・ガス供給施設、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路又は避難場所等の公共施設等に著しい被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>3. 人家おおむね5戸(公共的建物を含む。)以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害をおよぼす恐れのあるもの</p> <p>4. 事業費が1500万円以上であるもの</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>平成7年発生兵庫県南部地震による、急傾斜地(擁壁等これに類するものを含む)に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの。1. 急傾斜地の高さが10m(人家等に実際に被害があったものについては5m、又、更に周辺住民に二次災害を生じる恐れのあるものについては3m)以上であること</p> <p>2. 移転適地がないこと</p> <p>4. 河川、水路(排水施設を含む。)、道路(迂回路のない連絡動等を含む。)、鉄道、公園・緑地その他公共空地水道施設、電位・ガス供給施設、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路又は避難場所等の公共施設等に著しい被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>3. 人家おおむね5戸(公共的建物を含む。)以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害をおよぼす恐れのあるもの</p> <p>4. 事業費が600万円以上であるもの</p>

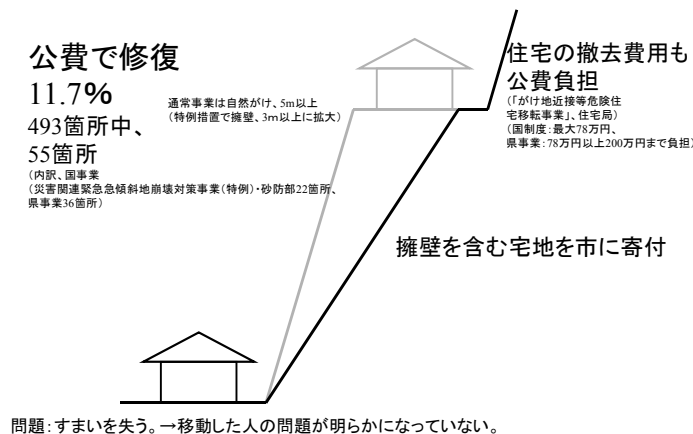


図 3 公費による擁壁復旧

3) インタビュー調査の概要

今回のインタビュー調査はハイパーリサーチ株式会社により実施され、調査はスクリーニング調査、ヒアリング調査の2段階で行われた。調査の実施日時、並びに調査手法は以下の通りである。

a) 調査日時

平成13年2月1日～4月20日、

スクリーニング調査2月1日～2月22日、ヒアリング調査 2月20日～4月20日

b) 調査手法

スクリーニング調査

モノグラフ（この場合は被災家屋・土地）作成のためのフィールドサーベイ

ヒアリング調査

阪神・淡路大震災被災者調査（京大防災研等）において確立したヒアリング手法であるエスノグラフィック調査を採用。エスノグラフィック調査の眼目はあらかじめ調査項目を設定せずに、対象者の体験や意識を対象者自身の言葉で話してもらうことにあり、聞き手（インタビューイ）は、その話が逸脱や途絶をしないよう、また記憶の喚起の手助けをするくらいで介入を留めることで、隠れた要因や事実の探索発見に高い実効性がある。今回の調査では、スクリーニング調査をもとに10事例についてインタビュー調査を行った。

4) 分析の視点

今回のインタビュー結果の分析では「被災経験はリスクに対する認識にどのような影響を与えたのか、リスクに対する認識はその後のリスクに対する対処行動にどのような影響を与えたのか」という点を明らかにするために、以下の10項目に着目し、分析を行った。

1) 被災した住宅の所有関係（土地、建物）、2) 被害（擁壁・宅地、住宅）、3) 以前の被災経験、4) がけ地に住む事に対するインタビュー時のリスクの認識、5) 移転先、6) 家族の概要

本稿の分析では、インタビュー調査を行った10事例の内、自分の被災体験についてのデータを取得できた7事例について検討を行った。表2に今回分析を行った7事例の概要を示す。

以下、7事例についての分析結果を示す。

表2 インタビュー結果の概要

事例特徴	被災した土地の所有関係		被害		被災経験	がけ地に住む事のリスクの認識	移転先	家族の概要
	土地	建物	擁壁・宅地	住宅				
case 1 持家・借地の移転事例	借地	持家	上側の擁壁が崩壊、宅地に亀裂。2ヵ月後の大雨で上部の擁壁が崩壊	半壊	なし	震災以前から上側の用壁から漏水。危険だと思う。	100m下の平地の新築の住宅に移転	夫婦40代、子供2人（学齢）
case 2	case10の地主							
case 3 周囲が移転したが、一人残る	所有	持家	周囲は宅地・崩落したが自分の土地は被害なし	大きな被害なし	なし	自分の家の擁壁が崩壊し下の家に迷惑をかけた事があった。	移転せず	夫は10年前死去。一人住まい女性78歳
case 4 近所の崖地へ移転	借地	持家	上側の擁壁が崩壊、土砂が流入。	床面傾斜	なし	土砂崩れに対する不安はあったが、仕方ないと思っていた。	近隣の崖地に立地する借家に移転。	夫婦60代+娘
case 5 土地の一部を市の擁壁工事のために寄贈	所有	持家	上側の擁壁に少し亀裂。	なし	子供の頃、和歌山で地震。	災害後は上の擁壁の亀裂が不安。梅雨の時には娘の家へ。	元の家に住んでいるが、娘の家（神奈川県）に将来的には移転予定（8畳一間を増築済み）。	一人住まい女性74歳

case6	借家人の近所移転	借地（地主・呉）	借家（家主・尾道）	宅地に亀裂	それほど大きくない	なし	大雨の時は擁壁から滝のように水が流れ出てはいたが、不安はなかった。	上の段の借家に移転。将来的には息子の家へ。	夫婦2人（60代）子供は独立
case7	周囲の事例についてヒアリング								
case8	移転者の隣人								
case9	借家人の立ち退き	借地	借家	上側の擁壁が崩壊、宅地に亀裂。2カ月後の大雨で上部の擁壁が崩壊	屋根瓦がずれ、雨漏り	なし	なし	市営住宅	夫婦（70代）2人共、障害あり
case10	市街へ移転	借地	持家	宅地の地盤が緩む	半壊	昭和42年の水害で長女、土砂に埋もれる	昭和42年の水害を経験	広島市西区の新興住宅地に新築（娘夫婦と共同で）	夫婦（70代）

5) インタビューの分析結果

(1) Case1: 地震後も上の擁壁が崩れそうなまま生活していたが、その後の雨で土砂が住宅に流入し、平地に移転した事例

a) 被害、移転、家族構成の概要

地震による被害は、家屋裏面の石垣の石組みが壊れ、大きな石が突出し、地面に亀裂が走るという大きなものであった。地震後も同じ場所で被害を受けたままの状態であった。地震後2ヶ月後の大雨で、その部分が崩落し、土砂が家屋内に流れ込むという被害を受けた。

対象者の家族は、1995年に中古住宅を購入（土地は借地）し、被災した場所へと転居してきた。地震、その後の大雨による擁壁の被害が甚大で、地主が擁壁の修理を断念したため、最終的に、新築の土地付き住宅を、被災した家から100メートルほど下の平坦地に購入し、2000年8月（地震から5ヶ月後）に移転した。

家族構成は40代の夫婦と中学2年生（長男）と小学6年生（長女）であり、今回インタビュー調査に応じていただいたのは、奥さんである。

b) がけ地に住むことの危険性の認識

今回、大きな被害が発生した宅地上部の擁壁は、災害以前から水が流れ出しており危険だと思っていた。インタビューでは以下のように述べている。

<地震前の危険性に関する認識>

Q) ええ。ええ……。何と言うんですか、家の裏は崖で。ちょっと崖地なんですけども、昔からお住みだとしたら、そんなに危険は感じなかったですか。

A) だからね、昔からいうか、あそこへ移ったのは、6、7年前ですから。ほいで、ま、どう言うんですか、崖の下が溝なんです。溝の上に、ちょっと上からチョロチョロ、チョロチョロ、水が出よったんですよ。

Q) ええ、ええ。

A) それを、上の公園の、溜め池かなんかをつくった、その部分から水が出よって、地主さんにも、この水はどうも。早う直さな、崖がいずれは崩れると、ウチの父も主人も、このHTさんに相当強く言ってたんですよ。じゃけど、思うようにはしてくださらんでね。ま、やることはあれじゃったんやけど、やっぱりそこじゃなくて、また違うところからいう感じで、赤土がポーッと出よったんですよ。で、ほいで、ここにおる方がみな、こりゃ、いつかはこの崖、崩れるよというふう言うて、ウチも、まあ、崩れたら、崩れるやろいう感じで

ね、そんなに身近には、そう危険性というのはね。ただ、崖、ここにありますがからね。

しかし、地震により擁壁が損傷し、擁壁がはらみ出し、より危険性が上昇する。さらに、5月に上部の擁壁が崩れ、土砂が住宅に流入する。その後も危険な状態のまま同じ場所に住み続けるが、梅雨のシーズンを迎え、危険度が上昇する。そのため、自主的に寝室を擁壁に近い部屋から少し安全な部屋に移動し、また、市役所からのアドバイスで雨の強い時には実家（同じがけ地）に1泊2日で泊まりに行ったりしている。インタビューでは次のように述べている。

<擁壁が崩れた後の危険度の認識>

- A) ウーム、だから危険いうのは、すごく感じましたね。ウーム。そしてその亀裂の、こう家が、この崖が崩れた、この半分も崩れる可能性が大いにあるわけでしょ。
- Q) はい、はい、ね。
- A) そしたら、そこのとこのすぐ、玄関の隣りに子供の部屋が1個2個あったんですよ。で、子供、こっちに寝なさい言うて、親子4人、こっち側の大きなほうの部屋で寝よったですよ。もし、いつでも、もしいつ跳ぶかわからんわけでしょ、こういうのがね。だから親子4人、こっちに寝よったわけですよ。それはもう、その6月頃からずうっと2ヶ月間いうのは、それはもう、いつ来るか。天気ってわからんですわね。雨降ったら、ひどう不安でしたよ、やっぱり。なんか家、仕事から帰っちゃ、今日どこもない、大丈夫やった。そりゃそうです、それはありましたよ。

c) 移転する事の意志決定

先述のように地震前にも擁壁から水が出ており、災害前にも地主に擁壁の修理を依頼していた。地主は一度修理を行ったが、その後も水は止まる事は無かった。しかしながら、地震による被害に遭うまでは全く移転する意志はなかった。

地震後、擁壁がはらみ出し、いずれは移転しようかと考え始めるが具体的に何時という事までは決めていなかったが、2ヶ月の雨で擁壁が崩れ、移転する事を最終決定する。しかし、移転を決心する要因となったのはがけ地の危険性だけではなかった。呉市にはトイレを水洗トイレにしないといけないという規則があり、がけ地の場合、その費用が数百万円にも及ぶ。いずれは、水洗トイレに変更するのに数百万円必要ならば、いずれは擁壁が崩れる現在の場所から移転する事を、擁壁が崩壊した際に決心した。

<移転しようかと考え始める>

- Q) もう、あれですか。ちょっと話は前後しますですけども、もう移らないかんと思ったのは、地震のときには、そこまで思わなかった？
- A) 地震のときはね、だからね、そのもう出っ張ってるから、この石が。ねっ。ほんで、これ、いずれはもう…。
- Q) 危ないですからね。
- A) ほんで、いずれ、お父さん、これはもう、いやあ家も変わらないけんね、いうのはありましたけど、そこまでは腹は括ってないですよ。ただ、いい家があれば、変わったほうがいいなと、それ、ずっと。いつまでも、いつ崩れるかわからんで、その崖があるわけだから。
- Q) あ、そこを今度新しくつくるときには水洗トイレにせないかんのですね。

A) そうそう、そう。だからそういう規制がありますよね、今年の何月間でにしくちゃ、もう早う、気になりますから、それ、やりますよね。こういう家に何百万、坪何百万かかるちゅうとったですからね、見積もってもらったら。バカバカしい。いずれはお父さん、水洗トイレにしくちゃいけないも、それを、百万かけるよりは、それも、いずれはもう崩れるから、「お父さん、いつかは家を見つけないけんね」言うてた矢先に、雨が降って、崩れて。ああ、これで決定して。もうこれで決めたわけですよ。

そして、5月に成り、はらんでいた擁壁が崩れ、移転する事を最終的に意志決定する。ただ、危険な状態にあった家であるが、満足のいく新しい住宅を探すのに時間が必要であったため、梅雨の季節も危険な状態にある住宅に留まり、最終的に8月に現在の新しい住宅に移転した。

<新しい住宅探し>

A) そりゃ、上の段は自分の(Mさんの)土地と家ですから、もういいですよ。でもウチは、ウチとMTさんは、持ち家、家はウチらのもんだから、罹災の証明とかありますよね。そういうので承諾を得て。で、「8月頃に、8月末にもう崩れますから、それまでお願いします」と。我々は「お願いしますと言われても、家が見つからなきゃ出ませんよ」と、ハッキリ言うたんです。皆さん、そりゃもう、市営住宅化、県営住宅か、優先的に皆さん入れますけどね。ウチは親子4人だと。それで今、家がやっぱり欲しいと。ホッホホホ。やっぱり見つかるまで出ませんよと。ま、家はウチのもんですからね。居住権じゃないですけど、そういうのがやっぱりありますから、「家が見つかるまで、出ません」と。で、Mさんも結構焦っちゃって、「まだですか」「まだですか」いうてウロウロ。そうやから「見つかるまで、出ません」いうてハッキリ言いました。ウン、ウン、それはハッキリ。

Q) そりゃそうですねえ。ええ。

A) やっぱりそこらに、はい、気に入りませんから出ます、いうわけにいきません。住まいですからね。やっぱり一生の家ですから、やっぱりそんなに気にいらんけに出ます、いうわけにいかんからもう、「ちょっと待ってください」と。

(2) Case2: 周囲の住宅は全て移転したが、同じ場所に留まった事例

a) 被害、移転、家族構成の概要

この事例では、周囲の住宅では宅地に亀裂が入る等の大きな被害が発生したが、インタビューを行った人の家では自分の住宅は宅地を含め大きな被害は発生しなかった。しかし、周囲の宅地の被害は大きく、つきあいのあった近隣の人々は全て転出してしまった。

対象者は土地、建物共に所有しており、被災した現在の場所に50年以上住み続けている。

夫は10何前に死去し、78歳の女性の一人住まいであった。娘さんは結婚して千葉に住んでいるが、住宅が狭いため同居は難しい。

b) がけ地に住むことの危険性の認識

今回インタビューを行った方は、1997年の台風19号で自宅の塀の倒壊・擁壁が下の家に崩れ落ちるといふ被害を経験しており、市の補助事業でのり面の修復工事を経験している。しかし、擁壁の崩壊により人に迷惑をかける事が最大の心配事項であり、損害賠償保険に加入している。

<擁壁の崩壊に関する心配事>

- Q) 地所が崩れるかもしれないという心配もあるしっていう、その両方が、あのう、あるから……。
- A) よけいにヨソさんに迷惑にかけるほうが、よけいにつらいです。あの屋根の瓦が下の家ね、前は飛びましたけどね、今度は飛んだらいけん、飛んだらいけんいう頭があるから、あのう、やっぱり風吹いたら怖いですね。
- Q) ええ、そうですね。
- A) 今、その保険はかけてますけどね、そういう保険。だけどね、迷惑かけることはいけないから、もうそれが怖いですね。

地震後は、がけ地に住む事に対する恐怖感が高まったが、だんだんと恐怖感は軽減されてきている。

<地震後の備え>

- A) 身構えて。身構えてるんです、怖いんですよ。それ、以前には、あのう、もう水や何かでもね、前は入れてね、ずうっと入れてましたが、今はもうしないで。ほれで、印鑑から多少の貯金通帳を入れてたんですけど、今はもうね、しなくなってしまうて。あのう、やっぱり、忘れるんでしょうかね、当時の怖さを段々と。

現在の心配事は、がけに対する不安というよりもむしろ、周りの家が無くなった事により防犯上の不安が大きい。

<防犯上の不安>

- Q) なるほどね。でも、たまたまMHさんのところは、まわり中がこういう、あのう、整備になっちゃって、こう、真ん中に島みたいにこう、あれですよ。
- A) ええ。ええ、だからね、そのう、今ちょっと慣れましたけどね、なんていうんですかね、強盗が入ったら怖いなって、アッハハ。
- Q) ああ、そういうね、まわりに誰もいないですからね。
- A) ええ。下に、ウチの外にね、防犯灯を立ててもらったんですよ。

c) 移転しない事の意志決定

周りの家が移転したため、自分の家だけが取り残されたため寂しい、防犯上危険でもあるので、平坦地でアパートを借りる事、娘の家の近くへ移転する事も検討したが、元気で動ける間は最終的には長く住み慣れた現在の家に留まる事に意志決定した。「住み慣れた主人の家を守る」という事が移転しない事を意志決定する際の最大の理由となった。

<移転しない事の意志決定までの経緯>

- A) 寂しいですよ。ほいで当分ね、私、娘に言うてたんですよ。この家を放っておいて、私、下のほうでね、アパートの一室でも借りて入ったほうがいいわいうて言ったんですよ。そしたら娘は、「アパート借りるぐらいなら、自分とこのそばのアパート借りなさい」って。
- しかし、今から全く異なる環境に移動するのはいやで、呉市の平坦地でアパートを探したが家賃が10万円近くするので、寂しいけれども移転する事をあきらめる。
- A) いこうと思って。まあ、うちの家だから。主人のね、家だから。まあ、ほじゃ、ここを最後まで守ろうかしら思って。

しかし、最終的には娘のところへ移転すると思っている。

A) ええ。そしたらね、「探すから、すぐ探すから」いうてね、言うんですけどね、やっぱり、ま、ここにおりますいうわ言うて。いつまでおれるか、やっぱり寂しくなったらね、もうちょっと歳が多くなって寂しくなったら、やっぱり娘のそばへね。

Q) 行くかもしれないと、もうどうしても寂しくて我慢できなくなったら。

A) それは、10のうち8ぐらいは思いますよ。あのう、行こうと思って。娘の言うてくれるんだからね、あのう、そのとき行こうと。行く元気だけが残っているあいだに行こうと思って。いよいよ歩けへんなって行ったんじゃあね、自分でよう行かんへんようなるから。それは思いますね。

(3) Case4: 地震後、危険な状態にあった擁壁が雨により崩れる被害に遭ったが、同じような崖地に移転した事例

a) 被害、移転、家族構成の概要

この事例では、上の住宅の擁壁が崩壊し住宅に土砂が流れ込む被害を受けた。

対象者は被災した住宅に4歳の時から住んでおり、所有関係は借地・持ち家である。地震で住宅、宅地が大きな被害を受けたため住宅を解体、土地を寄付し、一段下の賃貸住宅へ移転した。

家族構成は60代の夫婦と娘の3人で生活しており、今回インタビュー調査に応じていただいたのは、奥さんである。

b) がけ地に住むことの危険性の認識

今回インタビューを行った対象者は、地震前はがけ地に住むのは危険であるが仕方がないと考えていたが、家が古い事に対しては不安を抱いていた。しかし、地震後、高いところに住む事が怖くなった。

<家が古い事に対する不安、がけ地に住む事に対する不安>

Q) ああ、材料、材料でいくと80、90年ですね。

A) うんうん、うんうん。

Q) ああ、じゃあ、地震が激しかったわりにはよく保ったっていう感じですね。

A) そうですね。それで飛び出たがです。

Q) ああ。

A) もう古いからね。

Q) 古いから、常にそういう怖さがあった。

A) ええ、ええ。

<災害前のがけ地に住むことに対する不安>

Q) ええ。

土砂崩れの、そのう、不安っていうのは持ってらっしゃらないんですか？

A) ああ、はいはい……。

Q) 土地柄の……。

A) 崩れやすい土地ですよ。

Q) ねえ、どう見てもそうなんですけど(笑い)。あのう、住んでらっしゃる方は、その辺は不安は別にないんで

すかね。

A) ないったらウソになるけど、仕方がないいう。

<地震後の以前の住宅ががけ地に住むことに対する不安>

Q) まあ、あのう、そういう申し出があれば市は、あのう、援助をするということですね。で、そういう流れで
Oさんは、まあ、どこか他に移ろうということを決心されたわけですか。

A) そうですね、もうね。うん、はい。

Q) あのう、それは抵抗はなかったですか？ 長く……。

A) ありません。

Q) ズうっと自分が昔から住んでた、そこを離れるっていうのは。

A) もう、高い場所はもう……。

Q) 怖いですか。

A) 怖い。はい。

c) 移転する事の意志決定、なぜ安全な平坦地へと移転しないのか

今回の事例では、宅地の地盤が崩壊し、住むことが出来なくなり、市の方針に従い、宅地の借権を手放し、一段下の借地へ移転する。以前よりは少しだけ傾斜が緩い場所に移る意志決定を行った最大の理由は、顔見知りに住んでいる事、病院に近い事であった。

<現在の場所の危険性に対する認識>

Q) でも、Oさん、そう仰ってますけど、この今の場所も、決してそんな離れてないんで。

A) ええ、そうそう、そんなにね。

Q) ええ。あのう、地図で見る限り、それほど、そのう、変わりがないっていう感じなんですけど。

A) ほしいでも見た目は、ちょっと。

<一段下ののがけ地へ移転した理由>

Q) あのう、震災に遭われて移転されるときに、たとえば焼山の市営住宅とか、それから自分の親戚のいる地方
にとか、移られる方もかなりいたみたいなんですけど、あのう、Oさんの場合、あえてこの近くで、そのう、
住処を探されたっていうのは、何かこだわりがあったんですか？

A) 知らない土地行くより。

Q) ああ、やっぱりもう……。

A) やっぱり慣れたところ。

Q) もう、ズうっと小さい頃からいる、まあ……。

A) はい、そうです。顔、もうみな見知りで、はい。

Q) あっ、市営住宅はイヤですか。

A) 私、病院、月1回行っているんですよ、あの共済病院へ、持病があるもんで。それで、やっぱり近く……、
あのう、この区域のほうがいいから。

(4) Case5: 地震による上部擁壁の亀裂が不安であり、子供の家に自分の部屋を用意したが、現在も同じ場所に留まっている事例

a) 被害、移転、家族構成の概要

この事例では、上側の擁壁にひびが入ったが住宅自体にはそれほど被害はなかった。

対象者は親の代から現在の住宅に住んでおり、土地・建物共所有している。所有している土地の一部を擁壁工事のために市に寄付したが、現在も災害前と同じ住宅に居住している。夫は既に他界し、74歳の女性が一人で住んでおり、娘さんが神奈川県に居り、地震後、娘さんは母のための部屋を増築しており、将来的には娘さんと同居する事を考えている。

b) がけ地に住むことの危険性の認識

災害前はがけ地に住むことにそれほど不安は感じていなかった。しかし、地震により上側の擁壁にひびが入り、用壁の崩壊が心配になった。梅雨の時は神奈川県に居る娘の家に避難をしていた。

<上の擁壁のひびに対する不安>

A) ほいで、上も、あのう、3、4ヶ所、これくらいの亀裂が入ってんですよ。

Q) ええ、ええ。

A) ほいで、あれ見たら、恐ろしゅうなってね。

Q) ああ。ちょっとこれが、まあ、崩れてくる可能性があるっていうことですよ。

A) うん、そう、あるんです。上に……、ここだけじゃない、上の平地がね、あのう、これくらいのヒビがこう、3、4ヶ所、なっとんですよ、ずうっと。

A) 去年の、あのう、梅雨に、危ないから思うて、40日ほど行っておったんですがね。

Q) ああ。やっぱり梅雨だと、あのう、まあ、崖崩れの心配が多いってことですね。

A) ええ、ええ。それで行っておったんですが、あのう、去年は空梅雨だったけんね、それで大丈夫やった。

c) 移転しない事の意志決定

がけが崩れるのではないかという不安はあるが、自分の持ち家であり、一人暮らしの気楽さ、生まれ育った街への愛着から当面は現在の家に住み続ける事に決めた。しかし、娘さんが家を増築し、母親のための部屋を建ててくれたため、将来的には娘の居る神奈川県へ移転しようと考えている。

<将来は娘の家へ移転しようと思っているが、当面は現在の家で住む事を意志決定する経緯>

Q) じゃあ、Yさんはその辺は、どういうふうにごを離れるかどうかの区切りの付け目ってというのは、自分でやれる限りはここで住みたいってところですか。

A) そうは思っておるんですが、ほいじゃが、そうやって家、家をね、あのう、ちゃんとしてくれとる娘のところに、あのう、あんまりここでひとりで頑張っておったら可哀想なんかなと思うて。

Q) ああ、難しいところですね、なかなか。

A) 難しいんですよ。いい加減にあっち行かにな、あのう、ヨボヨボになってから、手が要るようになって行ったんじゃね、気の毒にもあるし思ったり。そいかいって、ひとりであったほうが呑気でええしね、思う。

Q) ああ、やっぱりひとりで気楽ってというのはあるんですか。

- A) ええ、あるですよ。
- Q) あとは、もうずうっとここに住んでるから愛着もあるし。
- A) そうですね。ほいでね、あのう、友達もないしね、あっち行ってもね。

(5) Case6：地震により宅地に亀裂が入り移転したが、近隣の崖地に移転した事例

a) 被害、移転、家族構成の概要

この事例では、住宅の被害はそれほど大きく無かったが、宅地に亀裂が入った。地主が公費による用壁修復事業のために宅地を寄付したため移転を余儀なくされた。

対象者は借家人であり、昭和46年以来居住しており、元自衛官である。

家族構成は60代の夫婦の二人暮らしであり、子供は既に独立している。今回インタビュー調査に応じていただいたのは、この家の旦那さんである。

b) がけ地に住むことの危険性の認識

災害前から大雨の時は擁壁から水が流れて出ており、消防署は危険だと言っていたが、本人はそれほど危険だとは感じていなかった。地震後、雨が降るたびに市役所から避難勧告の電話が掛かってくるようになったが、それほど心配とは思っていなかった。

<擁壁から水がわき出て来る事への不安>

- A) あのね、あれはね、ここはね、この裏側の湧き水が出るんです。あのう、出るんですわ、大雨降ったら。
- Q) ああ。
- A) もうダァッと出ますけえね。どこから浸みるんじやろうかねちゅうくらい、あそこの裏のほうは湧き水が出ますね。ここら辺りひどいんですよ。
- Q) ああ、ここらのあれからくるんでしょうね。
- A) どこからくるんか知らんがね。
- Q) 相当、じゃあもう、淹みたいに流れるんですか。
- A) おう、この裏は淹みたいに流れますね。
- Q) ほう。そういうのはやっぱり、こう、不安な、不安はやっぱり、皆さん持ってらっしゃるんですかね。
- A) いやあ、そうね、あのう、消防署なんかはねいいますよね。「危ない、危ない」ちゅうけども、ワシはもう気にしないですよ、そういうの。

c) 移移転する事の意志決定、なぜ安全な平坦地へと移転しないのか

宅地に亀裂が入り、地主が公費による用壁修復事業に行う事に同意したため移転せざるを得なくなった。がけ地に住むことにそれほど不安を感じておらず、移転費が安く済むことから上隣の住宅に移転する事に決めた。将来的には息子さんと同居する事を考えている。

<すぐ上のがけ地に移転する事の意志決定>

- Q) なるほど。それでもう、あれですね、解体は費用が出るとしたとしても、引越しとかなんとかの費用は1円も出なかったんでしょうか。
- A) 出なかったですね。
- Q) ここの家を借りる分についても出なかったんですか。
- A) 出ないです。だけど、上からじゃけえね、近いからここに住んだんですよ。息子はね、ここに住むのは反対

じゃったんじゃが。

Q) ああ、やっぱり危ないからいう、水が出たりするとね。

A) そうそう、そうそう。じゃけど、まあ、近いけん、あんた、移転費用も要らんから、そういうところでここに住んだんですわね。

ほれで、あのう、あっこ、2階、上のほうからね、荷物は2階に放り投げてね。うん。そこから下におろしてね。だから、まあ、あの上を、2階は使っとらんけん、荷物放り込んだままです。

Q) ああ。

A) だから、ここから、あんた、移転するといったらね、移転費用も要るからと思ってね。

Q) はい。

A) まあ、しばらくはここに住んで、いずれは息子と住まないかんですからね。

(6) Case9: 地震後、危険な状態にあった擁壁が雨により崩れる被害に遭い市営住宅へ移転した事例

a) 被害、移転、家族構成の概要

地震では上部の擁壁と宅地に亀裂が入り、2ヶ月後、上部の擁壁が崩壊し、住宅に土砂が流れこんだ。対象者は30年前から被災した住宅に借家人として居住していたが、地主が公費による用壁修復事業に同意し、土地を寄付する事を決定したため移転を余儀なくされた。当初は、費用の問題もあり移転先が決まらず困っていたが、市会議員の斡旋もあり現在の市営住宅に移転した。

家族構成は70代の夫婦の2人住まいであり、夫婦共に少し障害がある。

b) がけ地に住むことの危険性の認識

がけ地に住むことには危険性を感じていなかった。地震後は瓦がずれた事により雨漏り、擁壁からの漏水による住宅への浸水に困っており、危険性も認識していた。

<地震後の危険性の認識>

Y) 覚悟はしてた。地震でやられたら、もう。私も家内もおしまいやで。覚悟はしてた。急にここの、行ってこれっていうわ、金は要るわですわね。引越しのほうのお金が。これはできた。

c) 移転する事の意志決定

地主が公的制度により擁壁の復旧を行うために宅地を寄付する事を決定し、地主から住宅からの退去を迫られていたが家賃の関係で転居先の宛が無く困っていたところ、市会議員から市の担当部局を紹介してもらい現在の市営住宅に移転した。障害者2人の二人暮らしであり、立ち退きを迫られた場合、市営住宅に移転する以外に選択の余地は無かった。

(7) Case10: 地震により宅地の地盤が緩み、郊外の新興住宅地へ移転した事例

a) 被害、移転、家族構成の概要

この事例では地震により宅地の地盤が緩み、土砂が流入し床が傾く被害を受けた。

対象者は昭和38年に被害を受けた住宅を中古で購入したが、昭和42年の水害で住宅が全

壊す被害に遭った。今回、被害を受けた住宅は、昭和42年の水害後、再建した住宅である。今回の地震ではアクセス道路、自宅に被害が発生したため公的制度により擁壁の復旧を行う事に同意し、宅地を寄付し、移転する事を決定した。災害後はたびたび避難勧告が出されるため、4月30日（約1ヶ月後）にはマンションに移転し、現在の住宅には9月（6ヶ月後）に移転した。

震災当時の家族構成は70代の夫婦の2人暮らしであったが、現在は、広島市郊外に住宅を新築し娘夫婦と同居している。今回はご夫婦に対してインタビュー調査を行った。

b) がけ地に住むことの危険性の認識

この家族の場合、昭和42年の水害の際に裏の擁壁が崩れ、長女（当時中学生）が土砂に埋まるという被害を経験しており、がけ地に住む事の危険性は十分に認識していた。昭和42年に被災した際も、呉市の郊外に移転する事を検討したが、近所の人に同じ場所に留まるように頼まれて、被災した場所で住宅を再建した。今回の被災後は、雨が降るたび市役所から避難勧告が出されたが、奥さんは一度避難したが、旦那さんは避難しなかった。

<昭和42年の被災>

妻) ほいで、娘はテーブルへ腰掛けて。ほで、話をしながら、私は台所におったんよ。ほいじゃったら、その台所の入口があるでしょ。

Q) はいはい、はい。

妻) あそこからバツときたんよ。それだから、あの子がちょうど座とる、ここがドアじゃったんじゃき。そこからカーツときたもんじゃから、あの子、バツと飛ばされて。

Q) あっ、直接。あっ、隣の部屋に？

妻) 一間ぐらい先に埋まっとったんじゃけん。

Q) ケガはされてなかったんですか？

妻) なかった……。

<市からの避難勧告への対応>

夫) それで、曇ったりなんかしたら、市からね、「避難してくれ、避難してくれ」。

妻) 雨が降ると避難勧告がでました。

夫) 雨が降るたんびに、「避難してくれ」。これ（奥さん）は行ったんじゃけどね、ワシはどないな、道が悪いのもう……。

妻) 1回は行きました、避難しに。私は近所の人と、ハハハ。

夫) ほじゃけん、もう、はあ、これは出んにやダメじゃわい思うて。

c) 移転する事の意志決定

宅地・住宅が大きな被害を受け、たびたび避難勧告が出されるが、避難するのかが大変だった事が移転する事を意志決定する最大の要因であった。4月30日にマンションに一端移転し、娘夫婦と同居する新しい住宅を広島市の郊外に新築し、9月に最終的に現在の住居に移転した。公的支援による擁壁の復旧では住宅の撤去費用が補助される事、土地が借地であった事も転出を決定する一つの要因であった。

<移転するまでの経緯>

夫) とにかく雨が、天気が悪かったら、「退避してください、退避。学校へ行ってください」じゃけんね。

Q) それ、何度も何度も聞いていますとねえ。

夫) 段々おりてから、あっこまで行くのにな、ワシはできん、行かんかったんじゃけど、これはもう、おられはせんわいうことで。

Q) そのね、市の広報車が呼ぶのが、やっぱり少しせき立てるようなというんですかね、言葉は悪いですけどもですな。

夫) ええ、そうそう、そうそう。

妻) 広報車じゃなしでね、あのう、来られました、1軒1軒。

Q) ああ、もう、皆さんはもうあれですか、住めなくなっても仕方がない、撤去の費用が出れば仕方がないとは、もう。

妻) うん、そう。

Q) 皆さんで、もう大体気持ちは統一されていたんですか。

妻) 気持ちは、もうね。

Q) ははーん。

夫) 結局、直すいう金と、撤去するという金を差し引いてみたら、較べてみたら、撤去するほうが安うつくいうことで。直すいうてもねえ、時間もかかるしお金もかかるし。

妻) 直すのは、もう直されんわね。建て替えんやから。建て替えるいうても、もうみな、大抵あそこら、ウチの弟方も借地じゃったし。

Q) 借地ですからね。

妻) ええ。ほいで、建て替えるいうても、土地がもうダメじゃから、どうにもならんでしょ。もう壊すしかない。

5) まとめ

本稿では2001年芸予地震で主として擁壁、宅地に大きな被害を受け、国の補助事業を受け、自分の宅地を市に寄贈し、危険な地域から移転する事が可能であった地域の人々を対象にしたインタビュー調査の結果に7事例について、「被災経験はリスクに対する認識にどのような影響を与えたのか、リスクに対する認識はその後のリスクに対する対処行動にどういった影響を与えたのか」という観点から分析を行った。

インタビュー調査の分析から明らかになったのは、以下の点である。

- 1) 多くの人々は、2001年芸予地震以前からがけ地に住む事の危険性を認識していた。
- 2) 2001年芸予地震で被災し、がけ地に住むことの危険性の認識は以前より高まった。
- 3) 危険性に対する認識は、直接、危険地域からの避難・移転という行動には結びつかない。(長女が土砂に埋もれるという経験をしていても移転しなかった事例がある)
- 4) 危険性に対する認識以外にも様々な要素、土地の所有関係、年齢、住み慣れた地域への愛着、通っている病院、からだの問題が、危険に対する対処を決定する際に考慮されている。
- 5) がけ地の危険性に対する認識という要因よりも、居住者の社会・経済的要因(高齢者で将来は子供と同居しようと考えている、生活に困窮している)が今後の居住地を考える際に、大きなファクターとなっている。
- 6) 危険性に対する認識ではなく、建物が建っていた宅地が無くなる、建物が大きな被害を受けたという物理的な要因が移転を決定する最大の要因となっている。